



在宅介護を応援する 『たすけあい介護サービス』 マニュアル

全労連共済 共済事業部会
推進協議会 実務支援部会

マニュアル もくじ

1. 福利厚生に介護サービスが登場.....	1頁
2. 共済会の実務.....	2頁
3. 介護保険でレンタルできる福祉用具.....	3頁
4. 申し込みからレンタルへの流れ.....	4頁
5. Q&A	5頁
「たすけあい介護サービスの手引き」.....	6頁
「福祉用具のレンタルについて」(申込者へのご案内)	7頁
「申し込みから利用までの流れ」.....	8頁
「たすけあい介護サービス申込書」.....	9頁

2020年10月版

介護サービスについて

- 介護サービスは、全労連共済 共済事業部会・推進協議会 実務支援部会と一般社団法人日本フロンティア・ネットワークが協同で提供している新しい福利厚生サービスです。
- この介護サービスは経済的不安なく福祉用具を使用できるようにするものです。
- このマニュアルは共済会員がこのサービスを利用するときの、各共済会の実務の流れを解説してあります。
- 基本的な各共済会の主な役割は、申込書類発行実務です。
- 以後サービスに関する運用業務は、日本フロンティア・ネットワークが委託しております。
- 不明の点は、日本フロンティア・ネットワークへ問い合わせしてください。

一般社団法人 日本フロンティア・ネットワーク
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋I S Pタマビル7階

電話番号 03-6256-8967 FAX 03-6256-8968

■ 介護サービスの内容

①介護相談サービス

介護保険を利用するときの「事前の相談サービス」です。どのようなことを市役所やケアマネージャーに相談したら良いのか？等、介護保険利用に関しての基本的なこと、その他のことを相談できます。

- ・介護の申請ってどうしたらいいの？どこに相談したらいいの？
- ・母の退院が決まり「病院から車椅子を準備したほうがよい」「介護保険の申請ができますよ」と言われた。どうしたらいいの？
- ・父の様子がおかしい。物忘れが激しくなってきたみたいだ。介護度の変更はできるの？
- ・歩行が困難になってきた。なにかいい用具はないだろうか？

②介護費用助成サービス

共済会員の親族が、介護保険上で福祉用具（車椅子等）を利用するとき、自己負担した利用料（10%分）への助成制度です。利用できる福祉用具は、別途解説します。

利用できる範囲

- ・共済会員本人・配偶者および三親等以内の親族
- ・各共済会が認めた者です。
- ・現在利用できない地域がございますのでご確認ください。
- ・利用可能な地域については、推薦事業者の有無を確認してください。

2 単位共済会の実務

■ 利用開始まで

① 宣伝

共済会員に対し「たすけあい介護サービス」の宣伝を行ってください。

② 「たすけあい介護サービス申込書」発行

利用希望者に対し、次の書類を発行してください。

- ・ 「たすけあい介護サービス申込書」(以下申込書)《p9 参照》
- ・ 「利用の手引き」《p8 参照》

注意 1: 申込書 は、各共済会印 (共済会名のわかるゴム印等) が無いと受け付けられませんので、捺印の上渡してください。

注意 2: 受付方法

- ・ 共済会から発行された「申込書」を利用希望者が、直接日本フロンティア・ネットワークへFAXまたは郵送してください。

(FAX03-5283-7813)

- ・ 郵送先

一般社団法人 日本フロンティア・ネットワーク

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋 I S P タマビル7階

注意 3: 利用者との連絡

- ・ その後の申込者、業者への連絡等・利用に関するコーディネートは、すべて日本フロンティア・ネットワークが行います。

■ 利用開始後

① 日本フロンティア・ネットワークから共済会への報告

- ・ 「利用状況表および助成一覧表」: 3月、6月、9月、12月の翌月にメールで利用者の一覧が全労連済会・推進協議会に報告されますが、各単位共済会別には報告されません。
- ・ 詳しい資料が必要な場合は直接日本フロンティア・ネットワークへ依頼してください。

注意 4: 利用者への助成について

- ・ 助成金は、毎年3月、6月、9月、12月の月末に年4回支払われます。
- ・ 初回の助成金は、利用開始日により端数月分となることがあります。
- ・ 初月分の助成金は免責となります。
- ・ 助成金額は助成金の送金までに係る「事務手数料」として 400 円 (プラス消費税) を差し引いた金額のことで。
- ・ 月額以外料の 10% に応じた消費税は利用者負担となります (助成金送金時、消費税額は控除されています。)
- ・ 助成金額が 1000 円未満の場合は、次回振込月まで延期され 1000 円を超えたら、まとめて振り込まれます。

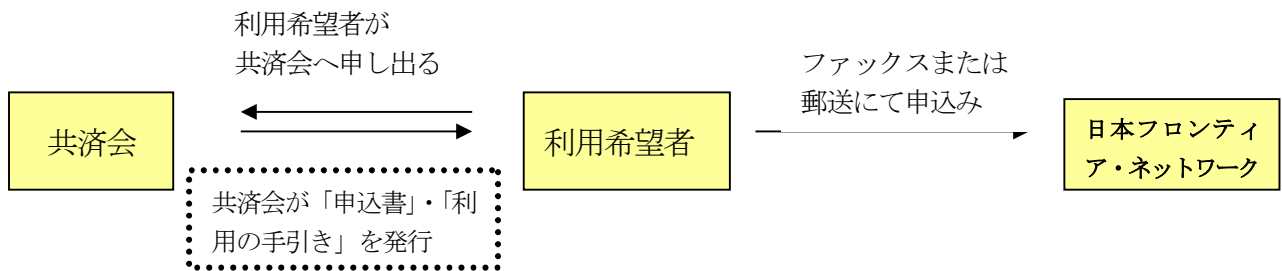
3. 介護保険でレンタルできる福祉用具はすべて対象となります

使う場所・身体の状態に合わせて、必要なものを必要な期間だけレンタルできます。下記が主なものですが、これ以外にもレンタルできる用具が準備されています。ケアマネジャー・事業者にお尋ねください。

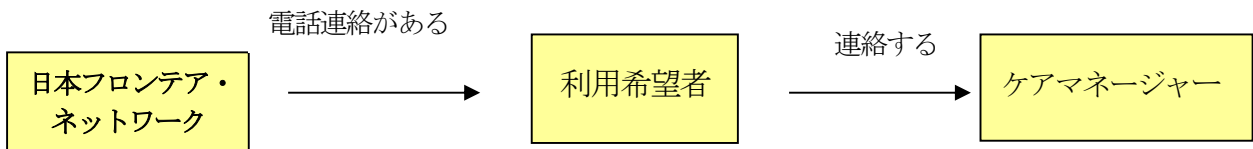
<p>特殊寝台</p> <p>●介護用ベッドには、背上げや高さ調節などの機能があり、テーブル等の付属品を合わせることでさらに使いやすくなります。</p>		<p>床ずれ防止用具</p> <p>●静止型マットレス ●エアーマットレス</p>	
<p>特殊寝台付属品</p> <p>●マットレス ●サイドレール ●介助バー ●サイドテーブル</p>		<p>体位変換器</p> <p>●寝たきりの方などの体位を簡単に換えられる道具です。</p>	
<p>車椅子</p> <p>●自走式、介助式、リクライニング式、電動式などがあります。</p>		<p>スロープ</p> <p>●簡易に段差を解消し、車椅子での移動がよりスムーズになります。</p>	
<p>車椅子付属品</p> <p>●姿勢を保持するものなどもあり長い時間、車椅子をご利用される方におすすめします。</p>		<p>歩行補助杖</p> <p>●本人の身体状況に合わせて選ぶことができます。</p>	
<p>手すり</p> <p>●室内やトイレに簡易に設置でき、歩行や起き上がりに便利です。</p>		<p>移動用リフト</p> <p>●自力で移動が困難な方の移動を補助することで、介護負担を軽くできます。</p>	
<p>歩行器</p> <p>●歩行が困難な方の移動をサポートします。</p>		<p>徘徊感知器</p> <p>●認知症の方のケアで人の移動を感知し家族にお知らせします。</p> <p>自動排泄処理装置</p>	

4.申し込みからレンタルまでの流れ

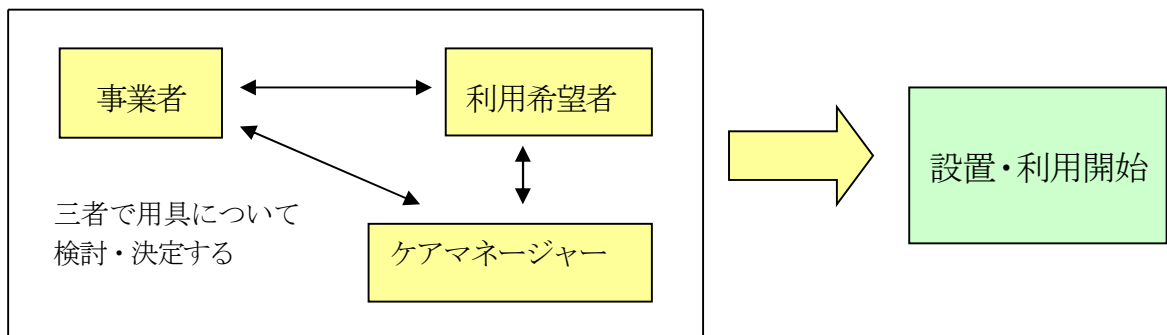
①第一段階:利用者が日本フロンティア・ネットワークへ申込み



②第二段階:本人と日本フロンティア・ネットワークとの打ち合わせ



③第三段階:本人と事業者との打ち合わせ



「申し込み方法」

第一段階

1. 利用希望者が、共済会に依頼して、「たすけあい介護サービス申込書」発行してもらいます。
2. 利用希望者が、必要事項を記入し日本フロンティア・ネットワークへFAXまたは郵送します。

第二段階

3. 日本フロンティア・ネットワークから電話で連絡がありますので打ち合わせを行なってください。
4. ケアマネージャーへ連絡してください
5. 日本フロンティア・ネットワークは事業者に連絡します。

第三段階

「配送・設置」

6. 事業者から連絡があります。
7. 事業者は、ケアマネージャー・利用者と打ち合わせのうえ、用具を利用者宅へ配送します。
8. 事業者は福祉用具貸与利用に関する説明を利用者に行い、介護保険上の所定の契約を交わします。

「撤去・返還」

9. 中断時や撤去にあたっては、事業者がおこないます。
担当ケアマネージャーを通して事業者へ連絡してください。

5. Q&A

質問	回答
助成の額、助成時期について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、月額の料の10%（消費税は除く）と事務手数料400円（+消費税）を差し引いた金額を助成します。 ただし、利用開始した初回月分は給付されません。 ・初回月とは、実際に利用を開始した月のことをいいます。つまり利用料をはじめて支払った月ということです。 ・ケアプランの関係で、申込書を提出した月と利用開始月は異なることがあります。 ・3月、6月、9月、12月月末に直前3ヶ月分を助成します。3月は、12月～2月分が助成対象です。 ・初回の助成金額は、利用開始月によって1ヶ月分～3ヶ月分と異なります。 ・月額の料の10%に応じた消費税は利用者負担となります。 ・通帳への印字は、ジョセイキンNKSです。 ・着金していない場合は日本フロンティア・ネットワークへ問い合わせ願います。
全国、どこでも利用可能なのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在利用できない地域がありますのでご確認ください。 ・（注）利用可能な地域においては、推薦事業者の有無の確認が必要です。 ・ 利用可能地域は19都府県です。ご確認ください。
申込者と福祉用具利用者が同居していなくても利用できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居していなくても利用できます。
振り込まれる「銀行口座名義」は、組合員でなくてもかまいませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本人口座でなくてもかまいません。ただし、なるべく利用者・利用者親族の方の口座を指定してください。
口座は、銀行以外でも利用できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局、農協も利用可能です。
利用できる福祉用具にはどんなものがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用の福祉用具であれば全て利用可能です。利用者への説明、設置等は地元の事業者が行います。利用できる用具は①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦手すり、⑧スロープ、⑨歩行器、⑩歩行補助杖、⑪徘徊感知器、⑫移動リフト（つり具の部分を除く）⑬自動排泄処理装置などです。
介護サービスを受ける場合、推薦事業者を利用しないと給付を受けられませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦事業者が対応できる地域 原則として推薦事業者を利用することが必要です。現在、推薦事業者以外の事業者を利用の場合、推薦事業者に変更していただく必要があります。 ・ 推薦事業者が対応できない地域 事業者が開設までお待ちいただくことになります。
運営費用はどこから出ているのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・日本F・Nは「総合生活支援サービス（介護サービス等）」をはじめ、様々な「事業」「交流活動」「研究活動」を会員企業・団体のみなさんと進めています。 ・このサービスを利用するために、団体会員は年会費を負担します。
助成金額が少ない場合でも、事務手数料400円+消費税は引かれますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・送金のたびに、事務手数料は引かれますが、月額の料の10%（3ヵ月分）が1,000円以下の場合、次回にまとめて送金します。
介護用品以外のことも相談できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・介護全般についての相談ができます。
申込書はどこに請求すれば良いのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・単位共済会です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 共済会支部に請求してください。 ② 直接日本フロンティア・ネットワークに請求することもできます。

●たすけあい介護サービスの手引き

■制度

介護費用助成サービス制度 (福祉用具利用料限定)	● 介護保険対象福祉用具を利用する時、月額レンタル料の10%を助成する制度です。
利用できる人	● 各共済会員本人および配偶者、三親等以内の親族 (三親等の親族：おじ、おば、曾祖父母までの親戚) ● 各共済会が認めた者 ● 上記の方で要介護認定を受けている方が利用できます。
申込書	● 各共済会が「たすけあい介護サービス申込書」を発行します。
利用の手続き	● 「たすけあい介護サービス申込書」の発行を受ける。 ● 内容記入のうえ各共済会、または日本フロンティア・ネットワークへ送付する。 (郵送、FAX可) ● 日本フロンティア・ネットワークから申込者へ直接電話で連絡があり、利用に関する説明があります。

■助成

助成事由	● 介護保険対象の在宅福祉用具のレンタルを利用したとき。 ● 利用できる福祉用具は、介護保険で利用できる福祉用具全てです。
助成金額	● 原則として、月額レンタル料の10% (消費税は除く) と事務手数料400円 (+消費税) を差し引いた金額を助成します。
免責	● 利用を開始した当月分(起算月分)は助成されません。
給付時期	● 初めて利用を開始する場合は、利用開始した月を起算月とします。 ● 利用を開始して直後に到来する3.6.9.12月末に直前3ヶ月分を助成します。 したがって初回の助成金額は端数月分の助成となります。 (例) ① 初めて利用開始する場合 3月15日に初めて利用開始の時は、3月を起算月とし、4月、5月分を6月末に給付します。以後、同様に三ヶ月分ずつ助成します。
助成方法	● 申込者が指定する銀行口座に振り込まれます。 ● 振込み先は、組合員本人でなくてもかまいません。 ● 月額レンタル料の10%に応じた消費税は利用者負担となります。 ● 送金のたびに、事務手数料は引かれますが、月額レンタル料の10% (3ヵ月分) が1,000円以下の場合は、次回にまとめて送金します。 ● 通帳にはジョセイキンNKSと記帳されます。
給付を受けるために利用者が提出するもの	● 請求に関するわずらわしい提出書類等の事務作業は必要ありません。 ● すべて推薦事業者がお世話してくれる事になっています。
注意点	● 原則日本フロンティア・ネットワークが推薦する業者を利用することが必要です。
運営	● 介護サービスの運営は日本フロンティア・ネットワークに委託しております。 ● 問い合わせは直接下記日本フロンティア・ネットワークまでお願いします。

問い合わせ、申込は下記まで

一般社団法人 日本フロンティア・ネットワーク
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋I S Pタマビル7階
電話番号 03-6256-8967 FAX 03-6256-8968

FAX で失礼します。連絡手紙・FAX です。

福祉用具のレンタルについて（ご案内）

主題の件につきましてご連絡申し上げます。あなた様の福祉用具レンタルについては、次の手順で手続きを進めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

【手順】

手順 1

ケアマネージャーに次の内容を連絡してください。

- ① 業者は下記の事業者です。
- ② 新規利用の場合は「福祉用具貸与事業者は下記の事業者にしたい」
- ③ 変更の場合は「下記の事業者に変更してほしい」
- ④ レンタルする用具・変更時期については、事業者と相談して決定してほしい。
- ⑤ 「事業者」から、ケアマネージャーへ連絡するよう手配しました。



手順 2

事業者とケアマネージャーとあなた様の打ち合わせ。

- ① あなた様のところに「下記事業者」から電話があります。
- ② まず事業者の担当者があなた様のお話を伺い、その後、ケアマネージャーに連絡します。
- ③ 事業者の担当者、ケアマネージャーとあなた様が相談し、希望の用具を選びます。
- ④ 搬入日等を決定します。

事業者【例】

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ・事業者名 | 〇〇レンタルサービス事業所 |
| ・所在地 | 〒160-0000
東京都新宿区□□町△△1-2-3 |
| ・電話・FAX | 電話 03-4567-88XX FAX03-4567-99XX |
| ・介護保険事業者番号 | 13070XXXXX |

問合せ先

一般社団法人 日本フロンティア・ネットワーク
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋 I S P タマビル7階
電話番号 03-6256-8967 FAX 03-6256-8968

担当

申し込みから利用までの流れ

STEP 1

申込書の発行

利用希望する場合は、各共済会へ申し出て、申込書を発行してもらいます。申込書に必要事項をご記入頂き日本フロンティア・ネットワーク宛てに送付してください。FAXでも結構です。

入院中でも介護について提携の日本フロンティア・ネットワークに相談が可能です。
電話：03-5283-7811

STEP 2

日本フロンティア・ネットワークとの打合せ

申込書が日本フロンティア・ネットワークに届くと、日本フロンティア・ネットワークから電話があり、利用の手続き方法、制度の説明、事業者の紹介があります。

日本フロンティア・ネットワークがコーディネートします。レンタルする実際の用具の説明については、STEP4で紹介される事業者が行います。

STEP 3

ケアマネジャーに連絡

福祉用具の利用について、利用者とケアマネジャーで打ち合わせをし「希望する用具」を決定します。このとき、step2で日本フロンティア・ネットワークから推薦された事業者を利用したいとケアマネジャーに申し出てください。

STEP 4

福祉用具業者から電話

福祉用具ご利用者(または代理人)の元へ、日本フロンティア・ネットワークが委託している福祉用具業者から電話が入ります。その際、右の事項を取り決めます。

- ・ レンタルする福祉用具の確認
- ・ 納品日時
- ・ 納品時の段取り

STEP 5

福祉用具の納品

STEP4で取り決めた日時に業者から福祉用具が届き設置、使用方法の説明を行ないます。

注意事項

- ・ レンタル中に利用者が入院された場合は、ただちに業者まで連絡してください。
- ・ または日本フロンティア・ネットワーク (03-6256-8967) へご連絡下さい。